亦々撤去の厳命に接しました。
斯様な次第で私の苦心も遂に水泡に帰し甚だ残念ながら涙を呑んで四月廿六日限り田町工場を閉鎖することに致しました。
従て長らく親しんだ皆さんとお別れする止むなきに立至りました、皆さんの内には会社創立の初めより勤続されし方もあり静かに既往を偲びまして実に感慨無量であります。
終りに臨みまして益々邦家の為め御健闘あらむことと茲に併せて御礼を致して置きます。

[illegible]

昭和参年四月拾七日

[illegible]従業員退職[illegible]手当支給規定

第一條 当会社従業員ニシテ左ノ各項ノ一ニ該当スルトキハ別表ノ[illegible]手当[illegible]支給[illegible]

一、勤続満一年以上三ヶ年未満ニシテ死亡シタルトキ又ハ自己ノ都合ニ依リ[illegible]退職シタル[illegible]タルトキハ別表手当金ノ三分ノ一、同上三ヶ年以上[illegible]ノ者ハ二分ノ一、同上十ヶ年以上ノ者ハ五分ノ[illegible]ヲ支給ス

[illegible]業自己[illegible]解雇セラレタルトキ[illegible]

第二條 左ノ各項ノ一ニ該当スルモノハ手当ヲ支給セズ

一 当会社ノ諸規則及命令ヲ遵守セズ其他不都合ノ所為アリト[illegible]

二 [illegible]

三 [illegible]懲戒ノ免[illegible]トキ

四 [illegible]自己ノ便宜上他同業者ニ転職シタルトキ

第三條 [illegible]手当ハ[illegible]ニ依ル予告期間ヲ含ムモノトス

附則

第四條 本規定ハ[illegible]ヨリ之ヲ施行ス

第五條 従来当施行ノ退職手当積立金ハ本規定ニ依ル手当ヲ支給スル